

# 国民年金だより



◆20歳を迎える方へ

公的年金制度は、老後の暮らしをはじめ、不慮の事故や病気により障がいが残ったときなどに、働いている世代みんなで暮らしを支え合うという考え方で作られた仕組みです。

国民年金保険料を納め続ける」と  
で、老後のための「老齢年金」のほ  
か、障がいが残ったときには「障害  
年金」を、家族の働き手が亡くなっ  
たときには「遺族年金」を受け取る  
ことができます。

原則として、保険料を納めていなければ、これらの年金を受け取ることができませんのでご注意ください。

日本国内に住む全ての方は、20歳になる誕生日の前日から国民年金の被保険者（加入者）となります。

20歳になつてからおおむね2週

◆学生には、申請による学生納付特例制度があります。

※月末が土日や祝日、年末年始の場合は、翌月最初の営業日が納付期限です。

保険料の納付期限は、納付対象月の翌月末日となりますので、納め忘れに注意しましょう。

保険料は、納付書を使用して金融機関やコンビニエンスストアで納めることができるほか、電子納付や口座振替、クレジット納付も可能です。

## ●保険料の納付方法と納付期限

基礎年金を支給するが、この年金制度の変更手続や年金の請求手続など、一生をとおして使用しますので、大切に保管してください。

特例制度の申請書などが送付されます（被用者保険に加入している方を除く）。

間以内に、日本年金機構から基礎年

な手続に心がけましょう。

◆年金事務所への年金相談や手続きの際は、事前予約を

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や各種手続について、

①予約は、相談希望日の1か月前から予約相談をぜひご利用ください

②予約の際は、基礎年金番号が分か  
り前日まで受付しています

るもの（基礎年金番号通知書や年金手帳、年金証書など）を用意し、旭川年金事務所又は全国共通の予

約専用受付電話「0570—05  
4890」にお申込みください。

# 住民課戸籍年金医療グループ

日本年金機構旭川年金事務所  
☎ 0166-25-5606

学生納付特例制度の承認を受けた  
期間は、各年金の受給資格期間に含  
ますが、老齢基礎年金額には反  
映されません。このため、将来満額

の老齢基礎年金を受け取るためには、学生納付特例の承認を受けた期間の保険料を10年以内に納付（追納）す

る必要があります。

